

政治資金監査に関する研修テキストの改定（案）新旧対照表

旧	新	改定の概要
<p data-bbox="151 359 685 411">I. 政治資金監査の目的</p> <p data-bbox="130 495 635 527">1. 政治資金規正法の目的・基本理念</p> <p data-bbox="151 583 397 615">1. 及び2. (略)</p> <p data-bbox="130 674 516 705">2. 政治資金監査導入の経緯</p> <p data-bbox="151 762 359 793">3. ～6. (略)</p> <p data-bbox="130 852 546 884">3. 政治資金監査の基本的性格</p> <p data-bbox="151 940 376 972">7. ～11. (略)</p> <p data-bbox="130 1031 1205 1062">4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け</p> <p data-bbox="151 1119 314 1150">12. (略)</p>	<p data-bbox="1365 359 1899 411">I. 政治資金監査の目的</p> <p data-bbox="1344 495 1849 527">1. 政治資金規正法の目的・基本理念</p> <p data-bbox="1365 583 1768 615">1. 及び2. (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1344 674 1730 705">2. 政治資金監査導入の経緯</p> <p data-bbox="1365 762 1730 793">3. ～6. (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1344 852 1760 884">3. 政治資金監査の基本的性格</p> <p data-bbox="1365 940 1742 972">7. ～11. (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1344 1031 2418 1062">4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け</p> <p data-bbox="1365 1119 1670 1150">12. (現行のとおり)</p>	

Ⅱ. 登録政治資金監査人

1. 登録政治資金監査人の資格

(1) 資格

1.～5. (略)

(2) 業務制限

6.及び7. (略)

2. 登録政治資金監査人の職務

8.～10. (略)

3. 登録政治資金監査人の責任

11. 及び 12. (略)

Ⅱ. 登録政治資金監査人

1. 登録政治資金監査人の資格

(1) 資格

1.～5. (現行のとおり)

(2) 業務制限

6.及び7. (現行のとおり)

2. 登録政治資金監査人の職務

8.～10. (現行のとおり)

3. 登録政治資金監査人の責任

11. 及び 12. (現行のとおり)

Ⅲ. 国会議員関係政治団体

1. 国会議員関係政治団体の定義

1. (略)

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

2.～4. (略)

収支報告書の提出先及び提出期限

(略)

収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの）
- ・ 政治資金監査報告書

3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

5. 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している場合には、政治資金監査を受けなければならない。

この場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。

なお、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。

6.～9. (略)

Ⅲ. 国会議員関係政治団体

1. 国会議員関係政治団体の定義

1. (現行のとおり)

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

2.～4. (現行のとおり)

収支報告書の提出先及び提出期限

(現行のとおり)

収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの）
(振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。)
- ・ 政治資金監査報告書

3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

5. 次の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。

① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体

② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体

これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。

なお、上記②に関して、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。

6.～9. (現行のとおり)

○表現を追加。平成24年4月29日施行省令改正を反映。

○記載の明確化（左の①追加）

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

1. 一般的な留意事項

1. (略)

「密接な身分関係」とは

(略)

(新設)

2. 調査方法

2. (略)

3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。

国会議員関係政治団体の主たる事務所

(略)

国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施

政治資金監査は、その適正性を確保するため、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととしている。

これは、会計帳簿や領収書等が主たる事務所にある場合、それらを移動させることによる紛失等の事故を防止するためのものであるが、他方、政治資金の使途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の主たる事務所での活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

1. 一般的な留意事項

1. (現行のとおり)

「密接な身分関係」とは

(現行のとおり)

政治資金監査チェックリストの活用

(参考資料 I.) 政治資金監査チェックリストなどを、必要に応じて、活用することが望ましいものであること。

2. 調査方法

2. (現行のとおり)

3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。

国会議員関係政治団体の主たる事務所

(現行のとおり)

国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施

政治資金監査は、その適正性を確保するため、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととしている。

これは、会計帳簿や領収書等が主たる事務所にある場合、それらを移動させることによる紛失等の事故を防止するためのものであるが、他方、政治資金の使途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の主たる事務所での活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを

○追加

条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

(新設)

4. (略)

3. 政治資金監査契約の締結

5. ～7. (略)

4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項

8. (略)

(1) 一般的事項

9. ～14. (略)

(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任

15. 及び 16. (略)

条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

主たる事務所以外の実施場所の記載方法

主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定される。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所では実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、主たる事務所では政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにし、実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定した上で、政治資金監査報告書の「1 監査の概要(4)」に記載すること。

4. (現行のとおり)

3. 政治資金監査契約の締結

5. ～7. (現行のとおり)

4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項

8. (現行のとおり)

(1) 一般的事項

9. ～14. (現行のとおり)

(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任

15. 及び 16. (現行のとおり)

○平成24年2月委員会における決定を反映

○平成24年2月委員会における議論を反映。今後、Q&A VII-8を修正、又は削除

<p>(3) 秘密保持義務</p> <p>17. (略)</p> <p>(4) 使用人等の監督等</p> <p>18. (略)</p> <p>(5) 契約の解除</p> <p>19. 及び 20. (略)</p> <p>5. 政治資金監査契約に係る留意事項</p> <p>21. ~26. (略)</p>	<p>(3) 秘密保持義務</p> <p>17. (現行のとおり)</p> <p>(4) 使用人等の監督等</p> <p>18. (現行のとおり)</p> <p>(5) 契約の解除</p> <p>19. 及び 20. (現行のとおり)</p> <p>5. 政治資金監査契約に係る留意事項</p> <p>21. ~26. (現行のとおり)</p>	
--	--	--

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

1.～2. (略)

2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

3. (略)

(1) 領収書等の記載事項の確認

4.～6. (略)

7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書に係る支出目的書とともに振込明細書を確認する必要があること。

振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かつた事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かつた支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面）を作成することとされている。

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

1.～2. (現行のとおり)

2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

3. (現行のとおり)

(1) 領収書等の記載事項の確認

4.～6. (現行のとおり)

7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書に係る支出目的書とともに振込明細書を確認する必要があること。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かつた事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かつた支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、当該振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。

○公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い

コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行

○表現を追加。平成24年4月29日施行省令改正を反映。

○表現を統一

○Q&A V-41を反映

<p>ついて、領収書等を徴さなければならない。</p> <p>(2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と突合する。</p> <p>なお、振込みの方法による支出であって振込明細書があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されている場合は、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と突合する。 _</p> <hr/> <p>○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは</p> <p>領収書等を徴し難い事情があった旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。</p> <p>国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。</p> <p>○振込明細書とは</p> <p>金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。</p> <p>○振込明細書に係る支出目的書とは</p> <p>振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。</p>	<p>ついて、領収書等を徴さなければならない。</p> <p>(2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と突合する。</p> <p>なお、振込みの方法による支出であって振込明細書があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されている場合は、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と突合する。<u>(ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。)</u></p> <p>○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは</p> <p>領収書等を徴し難い事情があった旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。</p> <p>国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。</p> <p>○振込明細書とは</p> <p>金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。</p> <p>○振込明細書に係る支出目的書とは</p> <p>振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。</p>	<p>○表現を追加。平成 24 年 4 月 29 日施行省令改正を反映</p>
<p>19. (略)</p>	<p>19. (現行のとおり)</p>	

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備と扱わないこと。

- ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合。
- ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか 確認が困難である _____ 場合。
- ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。

- (1) 略
- (2) 主たる事務所の所在地について

支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。

- (3) 略

21. 及び 22. (略)

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備と扱わないこと。

- ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合。
- ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか 否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている 場合。
- ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。

- (1) 現行のとおり
- (2) 主たる事務所の所在地について

支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。

- (3) 現行のとおり

21. 及び 22. (現行のとおり)

○平成24年5月委員会
における決定を反映

3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

23. ～25. (略)

「収支報告書の必要記載事項」とは

(略)

収支報告書等の記載方法等に関する見解

(参考資料 _____) 収支報告書等の記載方法等に関する見解を参照すること。

26. (略)

4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

(1) 一般的事項

27. 及び 28. (略)

領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面

国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書(振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し _____

)を収支報告書に併せて提出する必要がある。

29. 及び 30. (略)

3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

23. ～25. (現行のとおり)

「収支報告書の必要記載事項」とは

(現行のとおり)

収支報告書等の記載方法等に関する見解

(参考資料 Ⅲ.) 平成20年度第8回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法等に関する見解」及び平成21年度第1回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)」等を踏まえること。

26. (現行のとおり)

4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

(1) 一般的事項

27. 及び 28. (現行のとおり)

領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面

国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書(振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し 。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要。)を収支報告書に併せて提出する必要がある。

29. 及び 30. (現行のとおり)

○記載の修正

○表現を追加。平成24年4月29日施行省令改正を反映。

(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例

31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。

- ・ 香典・祝儀
領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているため。
- ・ 金銭以外の支出
物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが事実上困難であるため。
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。
なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。
- ・ 振込みの方法による支出
振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。
なお、金融機関が 発行 した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等 _____ に代えることができる。

(新設)

- ・ 口座振替の利用
公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。
なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は領収書等に該当する。

32. (略)

(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例

31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。

- ・ 香典・祝儀
領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているため。
- ・ 金銭以外の支出
物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが事実上困難であるため。
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。
なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。
- ・ 振込みの方法による支出
振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。
なお、金融機関が 作成 した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等 の写し に代えることができる。

(ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。)

振込明細書への支出の目的の追記による記載

振込明細書に支出の目的が記載されていない場合、会計責任者が支出の目的を追記しても差し支えない。

- ・ 口座振替の利用
公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。
なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は領収書等に該当する。

32. (現行のとおり)

○表現の統一
○法令準拠

○表現を追加。平成 24 年 4 月 29 日施行省令改正を反映。

○同上。

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

1. 及び2. (略)

2. ヒアリング事項

3.～6. (略)

(1) 会計処理方法

7.～9. (略)

(2) 支出項目の区分の分類

10. (略)

支出項目の区分の分類の確認

(略)

支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

1. 及び2. (現行のとおり)

2. ヒアリング事項

3.～6. (現行のとおり)

(1) 会計処理方法

7.～9. (現行のとおり)

(2) 支出項目の区分の分類

10. (現行のとおり)

支出項目の区分の分類の確認

(現行のとおり)

支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

(参考資料 IV.) 平成21年度第2回政治資金適正化委員会資料「支出項目の区分の分類について」を参照すること。

○表現を追加

(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの

11.～15. (略)

(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

16. (略)

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。

・ 領収書への印紙の貼付漏れ

受け取り金額が3万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）

・ 人件費関係の書類の不備

使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合。

・ 事務所の借料損料の取扱い

会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

17.～19. (略)

(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの

11.～15. (現行のとおり)

(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

16. (現行のとおり)

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。

・ 領収書への印紙の貼付漏れ

受け取り金額が3万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）

・ 人件費関係の書類の不備

使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合。

・ 事務所の借料損料の取扱い

会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合

・ 政治資金監査報酬の取扱い

政治資金監査報酬が記載されていない場合

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

17.～19. (現行のとおり)

○Q&A VI-5を反映

Ⅶ. 政治資金監査報告書

1. ～3. (略)

1. 政治資金監査報告書の記載事項

4. (略)

(新設)

5. ～15. (略)

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、記載例(1)の例によること。
- 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例(2)の例によること。
- 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例(3)の例によること。
 - ① (略)
 - ② (略)
 - ③ (略)

また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例(3)の(別記)(1)～(3)以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

Ⅶ. 政治資金監査報告書

1. ～3. (現行のとおり)

1. 政治資金監査報告書の記載事項

4. (現行のとおり)

政治資金監査報告書チェックリストの活用

(参考資料 II.) 政治資金監査報告書チェックリストなどを、必要に応じて、活用することが望ましいものであること。

5. ～15. (現行のとおり)

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、記載例(1)の例によること。なお、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例(1)の例によるほか、記載例(4)の例によることができる。
- 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例(2)の例によること。
- 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例(3)の例によること。
 - ① (現行のとおり)
 - ② (現行のとおり)
 - ③ (現行のとおり)

また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例(3)の(別記)(1)～(3)以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

○平成24年9月の委員会の議論を踏まえた対応

○平成24年2月の委員会における決定を反映

会計帳簿等の関係書類の記載方法について

記載例（１）～（３）のいずれの例による場合でも、監査報告書中「２．監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

- 「２．監査の結果（１）」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。

（例）領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書
 _____ が存在しなかつた場合

- （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書 _____ を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書 _____ は存在しなかつた。

- 「２．監査の結果（３）」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。
- 「２．監査の結果（４）」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書等 _____ が存在しなかつた場合には、その旨を記載すること。

また、収支報告書に支出が計上されていない政治団体については、支出が計上されていないことを明確にしておくため、政治資金規正法上、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、当該政治団体に対する政治資金監査としては、会計帳簿と収支報告書に支出が計上されていないことの確認を行うこととなるが、この場合の監査報告書中「２．監査の結果」は、以下の記載例によること。

- （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかつた。

- （２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- （３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書（※１）は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

- （４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難か

会計帳簿等の関係書類の記載方法について

記載例（１）～（３）のいずれかの例による場合、監査報告書中「２．監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

- 「２．監査の結果（１）」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。

（例）領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）が存在しなかつた場合

- （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかつた。

- 「２．監査の結果（３）」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。
- 「２．監査の結果（４）」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書 及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかつた場合には、その旨を記載すること。
 （削除）

○表現の修正

○平成２４年２月委員会における決定を反映

○同上

○同上

○同上

○マニュアルへの監査報告書記載例（４）追加により削除

った支出の明細書等は、存在しなかった。

17. 及び 18. (略)

17. 及び 18. (現行のとおり)

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書

_____について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書

_____について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係

○平成24年2月委員会における決定を反映

○同上。

○同上。

_____が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書_____に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等_____は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

○平成24年2月委員会
における決定を反映

○同上。

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合

② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合

② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくな

○同上。

○同上

<p>(新設)</p>	<p><u>った場合</u></p> <p>○主たる事務所以外で実施した場合の記載例</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇都道府県××区××町××番地）において行った。</p> <p>(※3) その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、<u>「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記</u>すること。 <u>「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載</u>すること。 	<p>○平成24年2月委員会における決定を反映</p>
-------------	---	-----------------------------

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊦
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書 (※1) のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書

_____ について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」 (以下「政治資金監査マニュアル」という。) に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書

_____ について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の主たる事務所 (※2) において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書

_____ が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇 (※

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊦
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書 (※1) のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 (支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。) について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」 (以下「政治資金監査マニュアル」という。) に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の主たる事務所 (※2) において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇 (※

○平成24年2月委員会
における決定を反映

○同上。

○同上。

<p>3) の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限 ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>3) の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書<u>及び振込明細書に係る支出目的書</u>は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限 ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>○平成24年2月委員会における決定を反映</p> <p>○同上。</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で<u>政治資金監査の実施場所</u>を特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。</p> <p>(新設)</p>	<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、<u>政治資金監査の実施場所</u>については、<u>住所を併記することにより、具体的に</u>特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。</p> <p>(※4) その他の留意事項 ・書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1)及び(3)には、<u>記載例どおりすべての書類を列記</u>すること。 ・「2 監査の結果」(1)及び(3)には、<u>登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載</u>すること。</p>	<p>○同上。</p> <p>○同上。</p>

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書

_____について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書

_____について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書
_____が保存されていた。

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

○平成24年2月委員会
における決定を反映

○同上。

○同上。

<p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(別記)(※3)</p> <p>(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」</p> <p>(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)</p> <p>(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの (××月××日・××費・××××円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○ <p>3 業務制限</p> <p>○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(別記)(※3)</p> <p>(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」</p> <p>(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)</p> <p>(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの (××月××日・××費・××××円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○ <p>3 業務制限</p> <p>○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>○平成24年2月委員会における決定を反映。</p> <p>○同上。</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正</p>	<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正</p>	<p>○同上。</p>

化委員会に照会すること。

(新設)

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

化委員会に照会すること。

(※4) その他の留意事項

- 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び(3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- 「2 監査の結果」(1) 及び(3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

○平成24年2月委員会における決定を反映。

(新設) 増補版より

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、記載例(1)の例によるほか、以下の例によることができる。

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所(※2)において行った。

○平成24年2月委員会
における決定を反映

○同上。

	<p>2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、<u>会計帳簿が保存されていた。</u> <u>なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。</u></p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、<u>会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。</u></p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、<u>領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。</u></p> <p>3 業務制限 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、<u>政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。</u>なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) その他の留意事項 ・書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、<u>「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。</u></p>	<p>○平成24年2月委員会における決定を反映。</p> <p>○同上。</p> <p>○同上。</p> <p>○同上。</p> <p>○同上。</p>
--	---	--

(新設)

VIII. その他の留意事項

1. チェックリストの活用

(1) 政治資金監査チェックリスト

政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。

政治資金監査チェックリスト

(参考資料 I.) 政治資金適正化委員会において示されたチェックリストや関係士業団体が示したチェックリストを活用することが望ましいものであること。

(2) 政治資金監査報告書チェックリスト

政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

政治資金監査報告書チェックリスト

(参考資料 II.) 政治資金適正化委員会において示されたチェックリストや関係士業団体が示したチェックリストを活用することが望ましいものであること。

2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

以下の事情が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう予め会計責任者等に伝えておくこと。

- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧上に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された

○平成24年9月委員会における議論を反映

○同上

場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合

- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合

(参考資料 V.)「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。

政治資金監査チェックリスト

参考資料

参考資料

I. 政治資金監査チェックリスト

政治資金監査チェックリスト

政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、本チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うなど、政治資金監査マニュアルに即して、遺漏なく対応すること。

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第1号に掲げる事項				
1	【会計帳簿の保存】 会計帳簿の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	【明細書の保存】 明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	【領収書等の保存】 領収書等の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	【領収書を徴し難かった支出の明細書の保存】 領収書を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【振込明細書の保存】 振込明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	【振込明細書に係る支出目的書の保存】 振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号7～20（略）

法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

番号21（略）

22	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書 との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。))が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

番号23（略）

政治資金監査チェックリスト

(削除)

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第1号に掲げる事項				
1	【会計帳簿の保存】 会計帳簿の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	【明細書の保存】 明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	【領収書等の保存】 領収書等の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	【領収書を徴し難かった支出の明細書の保存】 領収書を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【振込明細書の保存】 振込明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	【振込明細書に係る支出目的書の保存】 <u>支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該</u> 振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号7～20（現行どおり）

法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

番号21（現行どおり）

22	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、 <u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）</u> との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。))が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

番号23（現行どおり）

○平成24年9月委員会における議論のマニュアルへの反映に伴う削除

○平成24年4月29日施行省令改正を反映

○平成24年2月委員会における決定を反映

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第4号に掲げる事項				

番号24～26（略）

27	【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 各 振込明細書に 対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄 _____ は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号29～38（略）

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第4号に掲げる事項				

番号24～26（現行どおり）

27	【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 <u>支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該</u> 振込明細書 に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄 <u>又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的</u> は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号29～38（現行どおり）

○平成24年4月29日
施行省令改正を反映

○同上

Ⅱ. 政治資金監査報告書チェックリスト

(新設：増補版より)

政治資金監査報告書チェックリスト

~~政治資金監査報告書を作成するに当たっては、本チェックリストを活用し、政治資金監査報告書に遺漏なきよう努めること。~~

○平成24年9月委員会における議論のマニュアルへの反映に伴う削除

番号	項目	確認	該当なし
基本的な確認			
1	【日付】 登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
2	【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
3	【代表者の氏名】 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
4	【登録政治資金監査人の署名】 登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。	<input type="checkbox"/>	
5	【登録番号】 登録番号が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
6	【研修修了年月日】 研修修了年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
1 監査の概要			
7	【(1) 定期分の根拠条文】 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【(1) 解散分の根拠条文】 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【(1) 政治資金監査対象書類】 政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、 <u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)</u> 」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

10	【(3) 登録政治資金監査人の責任】 登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、 <u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u> 」と記載されているか。	□	
11	【(4) 政治資金監査の実施場所】 政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、 <u>具体的な場所と住所を併記し</u> 、その理由を明らかにしたうえで、実施場所を特定しているか。	□	□
①政治資金監査の対象となった事項についてすべて 確認できた場合（記載例（1））			
2 監査の結果			
12	【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、 <u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）</u> のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	□	
13	【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、 <u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u> のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	□	
14	【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u> が存在する場合は、記載例に従って記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u> を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u> は、存在しなかった。」と記載されているか。	□	
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	□	□

②会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（2））

2 監査の結果			
12	<p>【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
13	<p>【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
14	<p>【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
15	<p>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在する場合は、記載例に従って記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>及び振込明細書に係る支出目的書</u>を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>及び振込明細書に係る支出目的書</u>は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
3 業務制限			
16	<p>【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（3））

2 監査の結果			
12	<p>【（1）保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
13	<p>【（3）収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、<u>振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u>のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
14	<p>【（4）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u>が存在する場合は、記載例に従って記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u>を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書 <u>及び振込明細書に係る支出目的書</u>は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
15	<p>【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	<p>【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

17	【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】 収支報告書と併せて写しが提出される 1 件当たりの金額が 1 万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------	--------------------------

3 業務制限

18	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
----	---	--------------------------	---

④収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（4））

2 監査の結果

12	【（1）保存対象書類】 保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
----	---	--------------------------	---

13	【（3）収支報告書の支出状況】 収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
----	--	--------------------------	---

14	【（4）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書、 <u>振込明細書に係る支出目的書</u> は存在しなかった旨が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
----	---	--------------------------	---

3 業務制限

15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
----	---	--------------------------	---

政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日 ^①

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） ^②

代表 〇〇 〇〇 殿 ^③

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ^④

登録番号 第××××号 ^⑤

研修修了年月日 平成×年×月×日 ^⑥

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。 ^⑦ ^⑧
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 ^⑩
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。 ^⑪

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 ^⑫
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る

支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限¹⁵

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」⁸とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所 については、住所を併記することにより、具体的に 特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所場存在しなくな

った場合

○主たる事務所以外で実施した場合の記載例

1 監査の概要

(1)～(3)略

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇都道府県××区××町××番地）において行った。

(※3) その他の留意事項

- ・書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要(1)」及び(3)には、記載例どおりにすべての書類を記載すること。
- ・「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日	①
〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)	②
代表 〇〇 〇〇 殿	③
登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印	④
登録番号 第××××号	⑤
研修修了年月日 平成×年×月×日	⑥
1 監査の概要	
(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。	⑦、⑧、⑨
(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。	
(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。	⑩
(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。	⑪
2 監査の結果	
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。	
(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領	⑫

収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇(※3)の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限^⑩

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

(※4) その他の留意事項^⑬

- ・書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要(1)」及び(3)には、記載例どおりにすべての書類を記載すること。
- ・「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日 ①

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） ②
代表 〇〇 〇〇 殿 ③

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ④
登録番号 第××××号 ⑤
研修修了年月日 平成×年×月×日 ⑥

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。⑫

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。⑬

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。⑭

(別記)(※3)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」⑮

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)⑯

(3) 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの⑰

(××月××日・××費・××××円)

・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

〇〇〇〇〇〇

3 業務制限⑱

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」⑧とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に⑪ 特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

- | | | |
|--|---|--|
| | <p>3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。</p> <p>4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。</p> | |
|--|---|--|

政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

政治資金監査報告書	
	平成×年×月×日 ^①
<u>〇〇〇〇</u> (国会議員関係政治団体名) ^②	
代表 〇〇 〇〇 殿 ^③	
	登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印 ^④
	登録番号 第 ×××× 号 ^⑤
	研修修了年月日 平成×年×月×日 ^⑥
1 監査の概要	
(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、 <u>〇〇〇〇</u> (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、 <u>当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）</u> について、支出に関する政治資金監査を行った。 ^{⑦⑧⑨}	
(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。	
(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した <u>収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書</u> について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 ^⑩	
(4) この政治資金監査は、 <u>〇〇〇〇</u> (国会議員関係政治団体名) の主たる事務所（※2）において行った。 ^⑪	
2 監査の結果	
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 ^⑫	
(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、 <u>会計帳簿が保存されて</u>	

いた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。 ← ⑬

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。 ← ⑭

3 業務制限 ← ⑮

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 ← ⑧

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所 については、住所を併記することにより、具体的に 特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例（1）（※2）の（注）を参照のこと。 ← ⑪

(※3) その他の留意事項

・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要（1）」及び（3）には、記載例どおりにすべての書類を記載 すること。

Ⅲ. 収支報告書等の記載方法等

<p>収支報告書等の記載等について政治団体から問い合わせの多い事例について（略）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	
<p>収支報告書等の記載方法等に関する見解（略）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	
<p>収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）（略）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	
<p>国会議員関係政治団体の収支報告書の手引（抜粋）（略）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	

IV. 支出項目の区分の分類

(新設)

平成21年6月4日開催 平成21年度第2回委員会資料

支出項目の区分の分類について

1. 支出項目の区分の分類基準

- 支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められており、経常経費として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に、政治活動費として組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類することとされている。
- 政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、別紙のとおり分類基準が示されている。

2. 支出項目の区分の分類に当たっての基本的考え方

- 政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なかを把握し、分類基準に従い、支出の目的に応じた支出項目に分類する。支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、当該物品やサービスがどのような目的で必要であったか等により経常経費と政治活動費の区分を含め分類される項目は異なることに留意する必要がある。
- 支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。
経常経費：政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
政治活動費：政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
- 経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分しがたいものについては、すべて事務所費に分類することとなる。したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上することとなる。
- 複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして

差し支えない。

○その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常経費にも属さない一切の経費が該当する。

3. Q & A (政治団体から疑義が寄せられたもの)

○以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。

○支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質 問	回 答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するものは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。 なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。

	7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。		
	8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。		
	9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。		
	10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。		
	11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。		
	12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。		
	13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。		
	14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。		
	15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。		
	16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。		
	17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。		
	18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。		
	19	OA機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	OA機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。なお、OA機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。		
	20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。		
	21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。		
	22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。		
	23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。		

(別紙)

支出項目の分類基準

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	（ア）機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費 （イ）宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類 （ウ）政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類 （エ）その他の事業費 上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

V. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

(新設：増補版より)

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応（フロー図）

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後に、政治資金監査報告書を訂正すべき事情が生ずる場合や収支報告書の訂正が行われる場合等の対応については、以下のとおりであることから、留意すること

□ 収支報告書提出後に生じた事情
 ■ 政治資金監査人の対応

政治資金監査において、登録政治資金監査人に対し
 会計責任者等が示した書類又は説明した内容の変更

なし
 (例：政治資金監査報告書の
 誤字・脱字等)

あり

収支報告書の訂正

なし

あり

[①政治資金監査報告書の記載誤り]

政治資金監査報告書の「訂正願」
 及び
 訂正後の「政治資金監査報告書」
 を提出

※P26 参照

[②領収書等の再発行等]

訂正後の支出状況全体の状況について
 報告する「訂正後の支出状況に係る政治
 資金監査報告書」
 で確認した結果を報告

※P28 参照

[③収支報告書の訂正]

訂正後の支出全体の状況について報告する
 「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告
 書」
 又は
 訂正内容の状況について報告する
 「訂正に係る政治資金監査報告書」

※P29 参照

(注) 領収書等亡失等一覧表は、政治資金監査報告書の一部をなす書面であり、「政治資金監査に
 において、登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類」に該当しない。

①政治資金監査報告書の記載誤り

政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合、会計責任者において政治資金監査報告書の見え消し・追記等による訂正を行うことは適当ではない。

この場合、登録政治資金監査人が訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願に訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた会計責任者が総務省又は都道府県選挙管理委員会に訂正後の政治資金監査報告書を提出することが適当である。

(参考)

平成22年12月8日開催 平成22年度第5回委員会資料

政治資金監査報告書の訂正について

会計責任者が政治資金監査報告書を提出した後、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合の取扱いについて登録政治資金監査人等から問い合わせが寄せられている。

この場合、会計責任者が政治資金監査報告書の見え消し・追記等により訂正を行うことは適当ではなく、登録政治資金監査人は訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願を訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者が、総務省又は都道府県選挙管理委員会の所定の手続きによって訂正を申し出、訂正後の政治資金監査報告書を提出する取扱いとすることが適当であると考える。

訂正願の例は別添のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙)

訂正願

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

平成〇年分の収支報告書に係る平成〇年〇月〇日付けの政治資金監査報告書について、下記理由により訂正の必要が生じたことから、別添のとおり訂正したいのでよろしくお願ひします。

記

訂正理由	
訂正箇所	別添政治資金監査報告書の下線部分のとおり。

②領収書等の再発行等

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査の時点の政治資金監査の対象となった 事実に変更はないため、政治資金監査報告書の訂正を行うことはできない。

しかしながら、通常政治資金監査に準じて登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えない。この場合、当該確認の結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となる。

(参考)

平成23年1月28日開催 平成22年度第6回委員会資料

VII-10 政治資金監査報告書の内容変更

Q	領収書等亡失等一覧表に記載していた支出に係る領収書が再発行された等、収支報告書を提出した後の事情変更によって当該収支報告書自体には変更はないものの支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査報告書の内容を変更するにはどうしたらよいか。
A	お尋ねの場合は、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないので、政治資金監査報告書を訂正することはできませんが、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正の場合に準じて、登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えありません。なお、当該確認は、事情変更後の支出全体の状況について、登録政治資金監査人が通常政治資金監査に準じた方法により行い、その結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当です。

また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となります。

③収支報告書の訂正

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合、国会議員関係政治団体が当該訂正内容について、登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である。

この確認は、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、通常の政治資金監査と同様の方法により実施することが適当である。

その結果については、

- ・訂正後の支出全体の状況について確認した場合、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面
- ・訂正内容について確認した場合、「訂正に係る政治資金監査報告書」

のいずれかを作成して国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

なお、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えない。

(参考)

平成22年12月8日開催 平成22年度第5回委員会資料

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

(1) 登録政治資金監査人による確認を受けていない支出の存在

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査が導入されたが、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

(2) 政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係の明確性

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考えられる。

しかしながら、現状では、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人の確認を自主的に受けたことを証する書面を提出しようとしても、その場合の方法や取扱いが明らかでないことから、従来どおりの手続きにより収支報告書の訂正が行われている状況にある。

今後、1(1)の問題意識を踏まえ、支出内容に係る訂正がある場合に、国会議員関係政治団体から、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、登録政治資金監査人による確認

を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象とすることが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、訂正後の支出全体の状況について確認した場合は、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、訂正内容について確認した場合は、別紙の記載例に従って、「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当である。

なお、上記の確認を行う場合、訂正後の関係書類の記載状況の確認結果が、通常の記載例に当てはまらない場合には、「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」の記載方法について、政治資金適正化委員会に確認すること。

また、1(2)の問題意識を踏まえると、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し(支出に限る。)を添付することとして差し支えないものとする。

上記の取扱いについて総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知を図られたい。

(参考：選挙部通知文書)

事 務 連 絡

平成22年12月20日

各都道府県選挙管理委員会 御中

総務省選挙部政治資金課

総務省選挙部収支公開室

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

標記について、平成22年12月8日開催の政治資金適正化委員会において、別添のとおり決定されたので、通知します。

※平成22年12月8日政治資金適正化委員会決定資料添付

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(1) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出についてすべて
確認できる場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第
12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び
当該訂正に伴う合計の増減額については、会計帳簿、明細書、領収書等、領
収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出
目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に基づいて支出
の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。

※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(2) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、
会計帳簿に記載不備がある場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、当該訂正に係る支出について、会計帳簿には、〇〇(※4)の記載不備が一部に見られたものの、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。
- ※4 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(3) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、
領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第
12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び
当該訂正に伴う合計の増減額については、(別記)を除き、会計帳簿、明細書、
領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細
書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に
基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

(別記)(※4)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」(※5)

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××
円)

	<p>(3) ○○○○ (国会議員関係政治団体) に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの (××月××日・××費・××××円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○ <p>※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。</p> <p>※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。</p> <p>※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。</p> <p>※4 (2) 及び (3) については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。</p> <p>※5 訂正に係る支出について、領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったものがある場合、これらの支出の一覧表(「領収書等亡失等一覧表」)の提出を会計責任者に求め、訂正に係る政治資金監査報告書に添付すること。</p>	
--	---	--

VI. 政治資金関連資料掲載サイト

政治資金関係資料掲載サイト（略）

（現行のとおり）